

食品衛生トピックス 《2013/3/13》

○新たに指定された添加物について

平成25年3月12日に食品衛生法施行規則の一部が改正され、同日付けで施行されました。これにより、食品衛生法第10条の規定に基づき、アゾキシストロンビンが省令別表1に追加され、使用することが認められました。また、食品衛生法第11条第1項の規定に基づき、これらの添加物に成分規格及び使用基準が定められました。

○食品用器具等への古紙の使用について

平成25年3月12日に食品、添加物等の規格基準の一部が改正され、同日付けで施行されました。これにより、食品衛生法第18条第1項の規定に基づき、食品用器具及び容器包装への古紙の使用に関して、規格基準が定められました。

なお、平成26年3月11日までに輸入される器具又は容器包装については、従前の規格基準によることができます。

○牛乳等の販売用の容器包装について

平成25年3月12日に乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(乳等省令)の一部が改正され、同日付けで施行されました。これにより、乳等省令別表の4に規定する、牛乳、特別牛乳、殺菌山羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及びクリームの販売用の容器包装のうち、合成樹脂加工紙製容器包装に用いることができる合成樹脂として、ナイロン及びポリプロピレンが追加されました。